

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で 31 位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- (2) 一般労働者の賃金引き上げが 4 月であることから、発効日を早めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 19 日

伊達市議会議長 滝 澤 福 吉

福島労働局長 様